(38-FE320-04-01-02-00-00)

産業振興部農林基盤整備課

審査　設計者

令和　８ 年度　　実施設計書

工事番号
（設計書コード）　３８－ＦＥ３２０－０４－０１－０２

委 託 名　令和８年度（市単）滝口頭首工（滝沢）測量設計業務委託

地区箇所名

委 託 箇 所　藤枝市　滝沢　地内

委 託 金 額

委 託 期 間　令和　９年　３月１９日限り

委 託 概 要

測量業務	1	式
設計業務	1	式

歩掛・単価適用年度　令和　８年　１０月　　基本単価　令和　８年　１０月　　地区コード　２２０ 地区

起 終 点 指 定　⇔

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

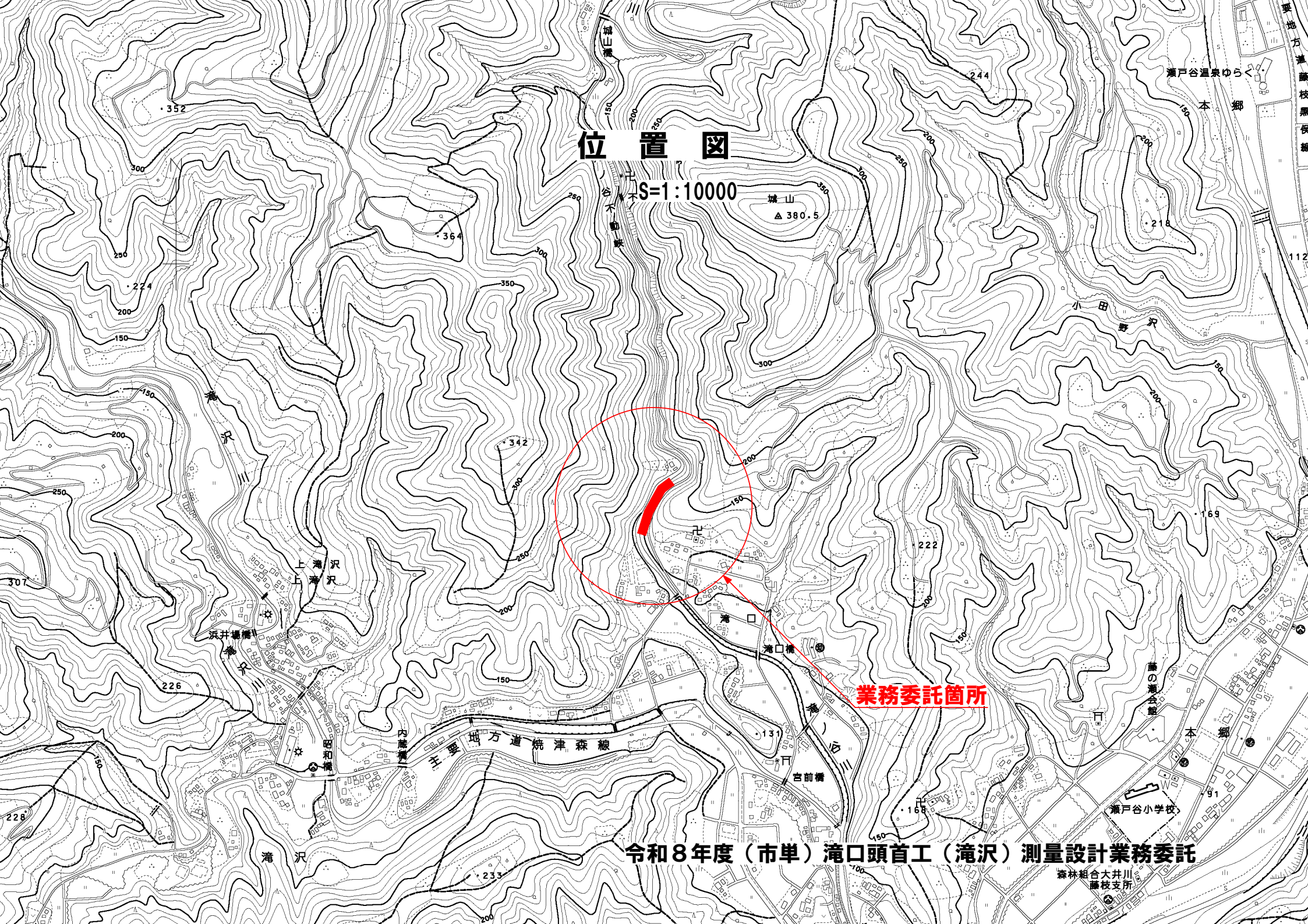
位置図
S=1:10000
業務委託箇所
令和８年度（市単）滝口頭首工（滝沢）測量設計業務委託
滝口
滝口橋
宮前橋
主要地方道焼津森線
滝沢
滝沢川
上滝沢
浜井場橋
昭和橋
内蔵橋
滝ノ沢川
滝ノ沢不動峡
城山
380.5
城山橋
本郷
小田野沢
瀬戸谷温泉ゆらく
瀬戸谷小学校
藤の瀬会館
森林組合大井川藤枝支所
要地方道藤枝黒俣線

測量試験費内訳表（総括）

工　種　・　種　別	単位	数量	設計金額	業務価格	消費税（１０%）
業務委託料					
測量業務委託	式	1	- - - - - - - - - - - - - -		- - - - - - - - - - - - - -
設計業務委託	式	1	- - - - - - - - - - - - - -		- - - - - - - - - - - - - -
合　計					

請 負 費 構 成 表

項　目　名	単　位	数　量	金　額	備　考
（1）　測量業務価格				
（2）　・測量作業費				
（3）　・・直接測量費				
（4）　・・・直接人件費－機械経費	式			
（5）　・・・直接経費	式			
（6）　・・・技術管理費				
（7）　・・諸経費　　（コンサルタント）	式			

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
測量業務費					
測量業務	式	1			コメント行
-- 路線測量	式	1			
--- 基準点測量	式	1			
---- 4級基準点測量 丘陵地, 耕地	点	4			測量第　1号表
--- 水準測量	式	1			
---- 3級水準測量（レベル等による） 地物：耕地　地形：丘陵地 道路外	km	0.01			測量第　2号表
--- 現地測量	式	1			
---- 現地測量（作業計画） 1/500, 丘陵地, 耕地	式	1			測量第　3号表

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 現地測量 明細計上面積0．003ｋｍ2 1／500，丘陵地，耕地	式	1			測量第　4号表
--- 路線測量	式	1			
---- 作業計画	業務	1			測量第　5号表
---- 現地踏査 丘陵地　耕地　0-1，000台未満／12時間	ｋｍ	0．01			測量第　6号表
---- 中心線測量 丘陵地　耕地　単曲線換算曲線数0　間隔10ｍ	ｋｍ	0．01			測量第　7号表
---- 縦断測量 丘陵地　耕地　0-1，000台未満／12時間	ｋｍ	0．01			測量第　8号表
---- 横断測量 丘陵地　耕地　単曲線換算曲線数0　間隔10ｍ　幅45ｍ未満	ｋｍ	0．01			測量第　9号表
-- 用地測量	式	1			
--- 権利調査	式	1			

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 地図の転写 地域区分：耕地	ha	0.3			測量第　10号表
---- 土地の登記記録の調査 地域区分：耕地	ha	0.3			測量第　11号表
---- 転写連続図の作成	ha	0.3			測量第　12号表
直接作業費計					
電子成果品作成費	式	1			
直接経費					
精度管理費	式	1			
技術管理費					

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
直接測量費計					
諸経費　　(コンサルタント)	式	1			
測量作業費					
測量業務価格					

4級基準点測量

測量第　1号表

丘陵地，耕地

金　　円　　35 点当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師 内　業	人				1
測量技師 内　業	人				1
測量技師 外　業	人				1
測量技師補 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量助手 内　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
機械経費	%				

1,#等:諸経費等対象額

地　形=丘陵地,　地　域=耕地,　伐採の有無=伐採なし

測量第　1号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
通信運搬費	%				
材料費	%				
小　計					
単　価	点				
補正率					

1,#等:諸経費等対象額

3級水準測量（レベル等による）
地物：耕地　地形：丘陵地
道路外

測量第　　2号表

金　　円　　5 ｋｍ当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師 内　業	人				1
測量技師 内　業	人				1
測量技師 外　業	人				1
測量技師補 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
機械経費	%				
通信運搬費	%				

1,#等：諸経費等対象額

地　域=道路外,　地　形=丘陵地,　地　物=耕地

測量第　2号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
材料費	%				
小 計					
単 価	km				
補正率					

1,#等:諸経費等対象額

現地測量（作業計画）

測量第　3号表

1/500，丘陵地，耕地

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師 内　業	人				1
測量技師 内　業	人				1
測量技師補 内　業	人				1
小　計					
単　価	式				
補正率					

1,#等：諸経費等対象額

縮　尺=1/500，　地　形=丘陵地，　地　物=耕地

現地測量
明細計上面積0．003ｋｍ2
1/500，丘陵地，耕地

測量第　4号表

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師 内　業	人				1
測量技師 外　業	人				1
測量技師 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量技師補 内　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
機械経費	%				
通信運搬費等	%				

1,#等:諸経費等対象額

縮　尺=1/500，　地　形=丘陵地，　地　物=耕地，　明細計上面積=0．003ｋｍ2　　(0-0．2ｋｍ2)

測量第　4号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
材料費	%				
小 計					
単 価	式				
補正率					

1,#等:諸経費等対象額

作業計画

測量第　5号表

金　　円　　1 業務 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師 内　業	人				
測量技師 内　業	人				
測量技師補 内　業	人				
小　計					
単　価	業務				
補正値					

1,#等:諸経費等対象額

現地踏査
丘陵地　耕地　0-1,000台未満／12時間　　測量第　6号表

金　　円　　1 km当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量技師 外　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
機械経費	%				
材料費	%				
小　計					
単　価	km				
補正率					

1,#等:諸経費等対象額

地形=丘陵地,　地域=耕地,　現地条件12時間当り=0-1,000台未満／12時間

中心線測量
丘陵地　耕地　単曲線換算曲線数0　間隔10m　　測量第　7号表

金　　円　　1 km当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量技師 外　業	人				1
測量技師 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量技師補 内　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
機械経費	%				
材料費	%				
小　計					

1,#等:諸経費等対象額

地形=丘陵地,　地域=耕地,　現地条件12時間当り=0-1,000台未満/12時間,　単曲線換算曲線数=0,　測点間隔=間隔10m

測量第　7号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単 価	km				
補正率					

1,#等:諸経費等対象額

縦断測量
丘陵地　耕地　0-1,000台未満／12時間　　測量第　8号表

金　　円　　1 km当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師 外　業	人				1
測量技師 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量技師補 内　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
測量助手 内　業	人				1
機械経費	%				
材料費	%				

1,#等:諸経費等対象額

地形=丘陵地,　地域=耕地,　現地条件12時間当り=0-1,000台未満／12時間

測量第　8号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
小 計					
単 価	km				
補正値					

1,#等:諸経費等対象額

横断測量
丘陵地　耕地　単曲線換算曲線数0　間隔10m　幅45m未満　　測量第　9号表

金　　円　　1 km当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師 外業	人				1
測量技師 内業	人				1
測量技師補 外業	人				1
測量技師補 内業	人				1
測量助手 外業	人				1
測量助手 内業	人				1
機械経費	%				
材料費	%				

1,#等:諸経費等対象額

地形=丘陵地,　地域=耕地,　現地条件12時間当り=0-1,000台未満/12時間,　単曲線換算曲線数=0,　測点間隔=間隔10m,　測量幅=幅45m未満

測量第　9号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
小 計					
単 価	km				
補正値					

1,#等:諸経費等対象額

地図の転写
地域区分：耕地　　測量第　10号表

金　　円　　1 ha 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量技師補 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量助手 内　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
材料費	%				
機械経費	%				
小　計					
単　価	ha				

1,#等：諸経費等対象額

地　域=耕地

測量第　10号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
補正値					

1,#等:諸経費等対象額

土地の登記記録の調査
地域区分：耕地

測量第　11号表

金　　円　　1 ha 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量技師補 内　業	人				1
測量技師補 外　業	人				1
測量助手 内　業	人				1
測量助手 外　業	人				1
材料費	%				
機械経費	%				
小　計					
単　価	ha				

1,#等：諸経費等対象額

地　域=耕地

測量第　11号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
補正値					

1,#等:諸経費等対象額

転写連続図の作成

測量第　12号表

金　　円　　1 ha 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
測量技師補 内　業	人				1
測量助手 内　業	人				1
材料費	%				
計					

1,#等:諸経費等対象額

請 負 費 構 成 表

項　目　名	単　位	数　量	金　額	備　考
（1）　設計業務価格				
（2）　・設計業務原価				
（3）　・・直接原価				
（4）　・・・直接人件費	式			
（5）　・・・直接経費	式			
（6）　・・間接原価				
（7）　・・・その他原価	式			
（8）　・一般管理費等	式			

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
設計業務費					
設計業務	式	1			コメント行
-- 実施設計	式	1			
--- 護岸設計	式	1			
---- 護岸詳細設計 片岸　設計延長：11m　一般地盤　20から25m　一般地区	式	1			設計第　1号表　TJ001
-- 打合せ等	式	1			
--- 打合せ	式	1			
---- 打合せ（設計） 打合せ：着手前・最終	回	2			設計第　2号表
---- 打合せ（設計） 打合せ：中間	回	2			設計第　3号表

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
- - - 関係機関協議資料作成	式	1			
- - - - 関係機関協議資料作成	式	1			設計第　4号表　MJ001 見積
直接人件費計					
電子計算機使用料	式	1			
電子成果品作成費（実施設計）	式	1			
直接経費計					
直接原価					
その他原価	式	1			
間接原価					

測　量　試　験　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
設計業務原価					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

ＴＪＯＯ１

護岸詳細設計

片岸　設計延長：１１ｍ　一般地盤　２０から２５ｍ　一般地区

設計第　　１号表

金　　円　　１　式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
設計計画	式	1			
現地踏査	式	1			
護岸の配置計画	式	1			
仮設計画	式	1			
図面作成	式	1			
数量計算	式	1			
照査	式	1			
報告書作成	式	1			

1,#等：諸経費等対象額

ＴＪＯＯ１

設計第　　1号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
計					

1,#等:諸経費等対象額

打合せ (設計)
打合せ : 着手前 · 最終

設計第　2号表

金　　円　　1 回当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
計					

1, #等 : 諸経費等対象額

打合せ (設計)
打合せ : 中間

設計第　3号表

金　　円　　1 回当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
計					

1, #等 : 諸経費等対象額

ＭＪＯＯ１　　関係機関協議資料作成

設計第　　4号表

金　　円　　1 式当り　　見積

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
資料整理	式	1			設計第　5号表　TJ002 見積
設計図作成 仮設道路申請箇所図等	式	1			設計第　6号表　TJ004 見積
求積及び求積図	式	1			設計第　7号表　TJ005 見積
点検取りまとめ	式	1			設計第　8号表　TJ006 見積
計					

1,#等:諸経費等対象額

ＴＪＯＯ２　　資料整理

設計第　　5号表

金　　円　　1 式当り　　見積

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
計					

1,#等:諸経費等対象額

ＴＪＯＯ４

設計図作成
仮設道路申請箇所図等

設計第　6号表

金　　円　　1 式当り　　見積

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
技師(B)	人				
技師(C)	人				
計					

1,#等:諸経費等対象額

ＴＪＯＯ５　　求積及び求積図

設計第　　7号表

金　　円　　1 式当り　　見積

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
技師 (C)	人				
計					

1, #等:諸経費等対象額

ＴＪＯＯ６　　点検取りまとめ

設計第　　8号表

金　　円　　1 式当り　　見積

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
計					

1,#等:諸経費等対象額

令和8年度(市単)滝口頭首工(滝沢)測量設計業務委託　特記仕様書

第1章 (総則)

1 適用範囲

本特記仕様書は、藤枝市(以下「甲」とする。)が発注する「令和8年度(市単)滝口頭首工(滝沢)測量設計業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

本業務に適用する共通仕様書は、「農林土木業務委託共通仕様書　令和7年11月　静岡県交通基盤部」及び「業務委託共通仕様書　令和7年10月　静岡県交通基盤部」(設計業務【護岸詳細設計】についてのみ適用する。)によるほか、この特記仕様書によるものである。なお、共通仕様書に改定があった場合には最新版を使用することとし、本仕様書と共通仕様書の内に重複する記載があった場合には本仕様書を優先するものとする。

2 業務の目的

本業務は、昭和期に造成された頭首工に付帯する用水路について、老朽化が原因となって破損した箇所の改修のため、必要な測量設計を行うことを目的とする。

3 委託箇所

藤枝市　滝沢　地内

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約書による期間とする。

第2章 (業務内容)

1 測量業務

(1) 路線測量

1)基準点測量

4級基準点測量	4 点

2)水準測量

3級水準測量	0.011 km

3)現地測量

作業計画	1 式
現地測量	0.003 km2

4)路線測量

中心線測量	0.011 km
縦断測量	0.011 km
横断測量	0.011 km

(2) 用地測量

1)権利調査

地図の転写	0.3 ha
土地の登記記録の調査	0.3 ha
転写連続図の作成	0.3 ha

2 設計業務

(1) 護岸詳細設計

1)設計計画

業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を把握したうえで、業務実施にあたっての技術方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2)現地踏査

道路埋設物状況等の周辺状況を把握し、施工計画の観点からも現地状況を把握し整理する。

3)護岸の配置計画

設計条件の確認を行い護岸の修復方法等配置計画の検討を行い既存構造物との取付検討を行う。

4)仮設計画

本体工事にあたり施工方法及び仮設計画(仮設道路)の検討を行う。

5)図面作成

本体の設計を行い設計図面の作成を行う。

6)数量計算

数量算出要領に基づき、数量の算出、概算工事費の算出を行う。

7)照査

照査要領に基づき各工程毎の照査を行う。

8)報告書作成

業務の成果として作成した資料や記録等の取りまとめを行い、報告書を作成する。

(2) 打合せ等

1) 打合せ

業務着手時、中間(1回)、成果品納入時を標準とするが、業務上必要時に随時行う。

関係機関との協議(河川管理者)を行う。

2) 関係機関協議資料作成

関係機関協議で必要となる資料を作成する。

第2章 (その他)

1 貸与資料

本業務の遂行にあたり、必要な関係書類等は「甲」と協議の上借用・閲覧するものとし、借用に際して「乙」は借用書を提出するものとする。また、「乙」は貸与された資料については適正 に管理し、業務完了後直ちに返却するものとする。

2 成果品及び提出部数

成果品は以下のとおり提出する。

(1) 電子データを含む報告書を2部提出する。

(2) 電子データ成果品は、電子媒体(CD－R又はDVD)で提出する。

(3) CADデータ変換フォーマットはSXF(sfc)とする。

3 その他

(1) 変更契約

変更契約は原則として下記の場合とし、「甲」と「乙」の協議により決定する。

1)作業項目及び数量等に変更が生じた場合

2)実施機関に変更が生じた場合

3)その他

(2) 疑義

この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議するものとする。

委託業務の品質確保における特記仕様書（標準）

本業務の品質確保を徹底するため、引渡し後の成果物の品質に関し、留意事項を定めるものです。

１　設計図書等の作成（工事関連業務）

成果物の引渡し後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書等の作成及び修正を行うものとする。

（ア）設計と現場の乖離（設計と現場が合わない）により設計変更が生じたとき

（イ）設計の不備・誤謬等により設計変更が生じたとき

２　設計内容についての助言等（工事関連業務）

（１）重要な事項等に関しては、必要に応じて関係者へ説明を行うなど、支障が生じないよう適切に対応するものとする。

（２）成果物の引渡し後であっても、発注者が設計内容についての助言等を求めた場合においては、適切に応じるものとする。

（３）受注者は、発注者の指示において本業務に係る工事を請け負う者から協議事項や質疑事項に関して問い合せ等があった場合、これを発注者によるものとして、誠意をもって適切に対応するものとする。

３　委託業務共通事項

（１）受注者は、成果物に契約不適合があった場合、完了検査等に合格したことをもって免れるものではないため、成果物に修正を施すなど誠実に対応するものとする。

（２）受注者は、発注者より期待した成果物と実態が乖離していると指摘を受けた場合、前項各号と同様に誠意をもって適切に対応するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１０条第１項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成２８年３月１１日藤枝市長決定）第２条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第３条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）
第１条　遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）
第２条　遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）
第３条　受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。
（１）事前調整
受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。
（２）実施記録
受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。
遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）
第４条　遠隔臨場は、以下の手順により実施する。
（１）事前調整
受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。
（２）立会・段階確認、検査の申請
受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。
ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。
（３）立会・段階確認、検査の実施
受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。
ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。
（４）立会・段階確認、検査の確認
受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）
第５条　受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

（１）受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
（２）発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
（３）利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

（費用）
第６条　受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

個人情報取扱特記仕様書

１　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

２　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　収集の制限

（１）　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（２）　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

４　利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

５　適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

７　再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

８　資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

９　従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

１０　実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

１１　事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。